

**第14回WTO閣僚会議に際する
CPTPP締約国とEUとの閣僚級会合共同声明（仮訳）**

1. 我々、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）締約国及び欧州連合（EU）の閣僚及び代表は、2026年3月27日、カメルーン・ヤウンデにおいて、第14回世界貿易機関（WTO）閣僚会議（MC14）の機会に会合した。

2. この会合において、我々は、CPTPPとEUとの間の貿易投資対話（CPTPP・EU対話）が現下の課題に対応できることを確保するため、この対話がルールに基づく貿易及び多角的貿易体制をいかに支援し得るかについて議論した。議論は包括的であり、解決志向であり、未来志向であった。我々は、以下の共通の理解に至った。

- a. 自由で開かれた市場及びルールに基づいた貿易は、我々の繁栄に貢献してきており、我々の将来の経済の成長と安全保障にとって必要不可欠である。
- b. グローバルな貿易体制における緊張が高まる中、WTOは現在、重大な岐路に立っている。
- c. WTOの、緊急で、深く、包括的かつ包摂的な改革が極めて重要であることを認識し、我々は、多角的貿易体制を支援し、強化するための具体的な取組を講じる。
- d. 我々は、WTO改革プロセスを支持し、ファシリテーターの下で進められてきた作業を歓迎するとともに、MC15までに改革に関する具体的な勧告を取りまとめるため、具体的かつ実務的な形で協力することを追求する。
- e. 我々は、より広範なWTO加盟国全体にとってより良い成果をもたらすため、志を同じくする加盟国間の協力を強化することを追求する。
- f. 我々は、ルールに基づく貿易体制の支援に関連する分野を含め、具体的な成果を上げることに於いて主導的役割を果たすよう努める。
- g. 我々は、関心のある問題を推進し、新たなアイデア及びアプローチを促進し、新たなルールに関する多数国間協定に向けた機運を高める手段としての、共同声明イニシアティブを含む、WTOにおける複数国間交渉の前向きな役割を認識する。

- h. 2025年のCPTPP・EU対話の閣僚共同声明に沿って、電子商取引に関する協定及び開発のための投資円滑化に関する協定のWTOの法的枠組みへの組込みに向けた取組を強調し、電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムについて長期的な解決策へのコミットメントを再確認し、多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）へのより多くの参加を奨励することの必要性を確認する。
- i. 我々は、貿易及び投資の自由な流れを阻害し、強靱なサプライチェーンに影響を与え、過剰生産を引き起こす市場歪曲的な慣行への懸念を共有する。我々はまた、経済的な脆弱性及び依存を悪用しようとする経済的威圧への懸念を共有する。
- j. 我々は、貿易多角化及び円滑化、サプライチェーン強靱化、デジタル貿易並びに世界貿易環境といった分野で引き続き協力する。

3. 我々は、実践的な協力のための潜在的分野を探求すべく、非公式な意見交換や、適切な場合には技術的なレベルの関与によるものも含め、協力を継続する。

4. 我々は、CPTPP締約国及びEUの高級実務者に対して、適切な場合には、次回のCPTPP・EU対話における進捗報告及び提言の準備に向けて、相互に関心のある協力分野に関する作業計画の策定を引き続き進めるよう指示した。